

団体貸出カードの利用について

1. 団体貸出について

本館の資料のみで各地区公民館ではご利用できません。

2. 貸出冊数について

・図書	60冊
・紙芝居	10冊
・エプロンシアター	1点
・パネルシアター	3点
・雑誌	2冊
・CD	なし

※貸出期限：1ヶ月（返却日までに必ず返却してください）
資料の返却が遅れて3ヶ月を過ぎると**貸出禁止**となります。

※図書の予約：10冊まで

3. 返却期限を過ぎた場合

資料を紛失した場合は弁償していただくことになります。汚損、破損の時は、状態によって弁償していただく場合があります。弁償本の申請書を図書館へ提出後に**同じ本を購入**していただき、図書館に持ってきていただくことによって弁償が完了いたします。

弁償本申請後、3ヶ月がすぎても弁償が完了していない場合は**貸出禁止**となります。

4. 窓口における貸出しについて

原則として団体カード提示での貸出しとなります。貸出し時にお渡ししている貸出一覧の図書館側控えに貸出しをされた方のお名前のご記入をお願いします。

また、カードを忘れ、急を要する場合などは「図書貸出忘れ届」による貸出しをさせていただきます。

学校等支援の団体貸出依頼票について

1. 団体貸出依頼票について

- (1) 受取希望日の3日前までにFAXを送付ください。ご依頼受付は先着順とします。(必ず依頼者の氏名をご記入ください。)
- (2) 学休日（土日祝・夏季休暇・冬期休暇・春期休暇）及び市立図書館の休館日・毎月第3金曜日の整理休館日は受付をしません。
学休日以降に再度受付となります。
- (3) ご依頼で取り置きできる資料は、本館資料のみです。
(早岐・相浦・世知原・宇久公民館図書室所蔵の資料は受け付けることができません。)
- (4) 学校の図書室支援・授業支援として利用して頂くため、原則としてベストセラー類は受付いたしません。

2. 配送依頼について

- (1) 配送希望の場合は、受取希望日から少なくとも一週間前までにはFAXを送付ください。
- (2) 返送の際は、配送させていただいたときと同じ段ボール箱に図書資料を入れて、返送用の元払い伝票（配送の際に同梱させていただきます）を箱に貼り、佐川急便佐世保集荷センター（0956）38-1887 にご連絡をしてご返送ください。
- (3) 来館して図書を受け取られる場合は、箱をご準備の上カウンターまでお申し付けください。